

特定非営利活動法人
ドリームサポート

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ドリームサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市佐伯区石内南2丁目13番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、より多くの人に「元気と健康そして生きがい」を提供することを活動テーマとし、少子化、高齢化社会の中で子供達にとっては何歳になっても健康で元気に過ごせる体力づくりの基礎を、高齢者にとっては何歳になっても健やかに過ごせる健康づくりを提供することで地域社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生活習慣病や低体力者に対しての運動指導や健康指導事業
- (2) 放課後の子供の体力づくりとレクリエーション事業
- (3) 名所訪問と体力づくり事業
- (4) 自然景観等の鑑賞と手軽にできる運動実施事業
- (5) 河川敷等のクリーンアップ事業
- (6) 子供の健全育成サポート事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上 20人以内
- (2) 監 事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べる
ことができる。
4 顧問の任期は2年とする。
5 顧問には費用を弁償することができる。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ばならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条

第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	林	竜二
副理事長	内田	雅志
理事	太刀上	正則
監事	谷本	寿国

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 法人正会員	入会金	一口	30,000 円
	年会費	一口	30,000 円
(2) 個人正会員	入会金	一口	10,000 円
	年会費	一口	10,000 円
(3) 法人賛助会員	入会金	一口	10,000 円
	年会費	一口	10,000 円

(4) 個人賛助会員	入会金	一口	3,000 円
	年会費	一口	3,000 円

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私達はより多くの人に「元気と健康そして生きがい」を提供することを活動テーマとし、少子化、高齢化社会の中で子供達にとっては何歳になっても健康で元気に過ごせる体力づくりの基礎を、高齢者にとっては何歳になっても健やかに過ごせる健康づくりを提供することで地域社会に貢献することを目的とした法人を設立したいと思います。

その背景には基礎体力づくりが十分でない為のケガや故障が原因で競技を断念しなければならない選手が多かったことが挙げられます。

それぞれの選手が将来夢見ている目標に向かって正しい知識や技術を提供することで彼らの夢のサポートをしていく事が私達の大切な活動だと思います。

また、年齢と共に筋肉量も減少し、関節の動きも悪くなる事（サルコペニアやフレイル）で活動量が一気に減り生活習慣病に移行してしまう高齢者も多くいることが挙げられます。

2 申請に至るまでの経過

私達は30年以上広島県内中心にジュニアの競技選手中心に「ケガと故障をしない身体づくり」をテーマに基礎体力づくりの指導をしてきております。

また「いつまでも健やかに」をテーマに高齢者を中心に筋肉づくり（トレーニングやストレッチング）のやり方や森林浴なども取り入れストレスを解消することで心と身体の健康を提供してきております。

このような活動を行ってきて、さらなる活動の発展を目指し『組織体制を整備し、事業計画を明確にすることで、長期的な視点での活動を可能にする』と共に『団体としての社会的信用度および信頼性を高め、企業や行政機関、地域住民など、様々な関係者との連携がスムーズ』になるよう法人の設立を発起し、法人の設立を申請いたします。

令和7年3月18日

特定非営利活動法人 ドリームサポート

設 立 代 表 者 林 竜二

役 員 名 簿

令和7年 11 月 17 日現在

法人名 特定非営利活動法人ドリームサポート

区分	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	ハシ リュウジ 林 竜二		無
理事	ウチタ マサシ 内田 雅志		無
理事	タチウエ マサノリ 太刀上 正則		無
監事	タニモト トシタニ 谷本 寿国		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事3名以上、監事1名以上が必要です。)
- 2 「役員の区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面の記載のとおりに記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第2条第2項第1号ロ)

令和7年度の事業計画書

設立の日から令和8年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人ドリームサポート

1 事業実施の方針

○ 以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- ・生活習慣病や低体力者に対する運動指導や健康指導事業
- ・自然景観等の鑑賞と手軽にできる運動実施事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1)生活習慣病 や低体力者 に対するの 運動指導や 健康指導事 業	地域の老人会や福祉会館で生活習慣の乱れが大きな要因の一つと考えられる腰痛やひざ痛などを患う高齢者や低体力者（主に高齢者を想定）に対して運動指導や健康指導を行う	(A)2か月に1回 開催予定 (B)広島県内 (C)3～4人	(D)老人会メンバーや区民センター利用者 (E)約15人	300
2)放課後の子供 の体力づくりとレ クリエーション事 業	実施予定なし			
3)名所訪問と 体力づくり 事業	実施予定なし			
4)自然景観等 の鑑賞と手 軽にできる 運動実施事 業	心と身体の健康を向上させながら、複数のスポーツ活動を行うことによってバランスの良い身体づくりを行うため、主に地域のスポーツ活動に参加している小中学生を募り、教室を設け、花や風景、庭園等を鑑賞し、参加しているス	(A)月に2～3回 (B)広島県内 (C)3人	(D)小中高校のクラブや地域のクラブチームのメンバー (E)約20人	1200

	スポーツ活動とは異なるスポーツを行うといった活動を楽しんでもらう事業を実施する			
5) 河川敷等のクリーンアップ事業	実施予定なし			
6) 子供の健全育成サポート事業	実施予定なし			

計.....1,500千円

(2) その他の事業 規定無し

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)

計.....千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（設立年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人ドリームサポート

1 事業実施の方針

○ 令和7年度に実施を目標とした事業に加え、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- ・生活習慣病や低体力者に対しての運動指導や健康指導事業
- ・放課後の子供の体力づくりとレクリエーション事業
- ・名所訪問と体力づくり事業
- ・自然景観等の鑑賞と手軽にできる運動実施事業
- ・河川敷等のクリーンアップ事業
- ・子供の健全育成サポート事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1)生活習慣病 や低体力者 に対しての 運動指導や 健康指導事 業	地域の老人会や福祉会館で生 活習慣の乱れが大きな要因の 一つと考えられる腰痛やひざ 痛などを患う高齢者や低体力 者（主に高齢者を想定）に対 して運動指導や健康指導を行 う	(A)2か月に1回 開催予定 (B)広島県内 (C)3～4人	(D)老人会メン バーや区民 センター利 用者 (E)約20人	300
2)放課後の子 供の体力づ くりとレク リエーショ ン事業	地域のスポーツ活動に参加す る機会の無い子供たちにトレ ーニングやレクリエーション など集団で楽しめる活動の指 導を行う	(A)年間4回各シー ズンに実施 (B)広島県内 (C)3～4人	(D)地域のスポ ーツクラブ に所属して いないメン バー (E)約20人	250
3)名所訪問と 体力づくり 事業	主に高齢者を対象に県内の名 所や公園などを訪れながらウ ォーキングを併せることで心 身の健康を育む事業を行う	(A)年に1～2回 (春、秋を予定) (B)広島県内 (C)10人	(D)県内外の 高齢者 (E)約40人	200
4)自然景観等 の鑑賞と手	心と身体の健康を向上させな がら、複数のスポーツ活動を	(A)月に2～3回 (B)広島県内	(D)小中高校の クラブや地	1200

軽にできる運動実施事業	行うことによってバランスの良い身体づくりを行うため、主に地域のスポーツ活動に参加している小中学生を募り、教室を設け、花や風景、庭園等を鑑賞し、参加しているスポーツ活動とは異なるスポーツを行うといった活動を楽しんでもらう事業を実施する	(C) 3 人	域のクラブチームのメンバー (E) 約 10 人	
5) 河川敷等のクリーンアップ事業	自然環境の保全のために川沿いを散策しながらごみの収集などの清掃活動を行う事業を実施する	(A) 月に 1 回 (B) 広島県内 (C) 1 ～ 2 人	(D) 地域の自然環境保全に興味を持つ市民 (E) 約 10 人	1 3 0
6) 子供の健全育成サポート事業	外で遊んだり身体を動かす機会の無い子供たちを何人か公共施設等に集めた教室を設け、健康の大切さを講義したりストレッチングやトレーニングを指導する事業を実施する	(A) 月に 1 回 (B) 広島県内 (C) 3 ～ 4 人	(D) 小中高校の運動クラブ、地域のスポーツクラブ等に入っていない子供 (E) 約 15 人	6 0 0

計 2 6 8 0 千円

(2) その他の事業 規定無し

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)

計.....千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2 事業年度分（設立年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

7年度 活動予算書

設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 ドリームサポート

(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	320,000		
賛助会員受取会費	0	320,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
ボランティア受入評価益		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金		0	
4. 事業収益			
(1)生活習慣病や低体力者に対するの 運動指導や健康指導事業収益	400,000		
(2)自然景観等の鑑賞と収益 手軽にできる運動実施事業	800,000	1,200,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			1,520,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	960,000		
ボランティア評価費用			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	960,000		
(2) その他経費			
健康指導等の会場費	360,000		
HP製作、運営費	100,000		
チラシ等作成、印刷費	80,000		
消耗品費			
水道光熱費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	540,000		
事業費計		1,500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,500,000
当期経常増減額			20,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
2. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 固定資産売却損		0	
2. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			20,000

※ その他の事業は実施を規定していません。

8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ドリームサポート

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	160,000		
賛助会員受取会費	0	160,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
ボランティア受入評価益		0	
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金		0	
4. 事業収益			
(1)生活習慣病や低体力者に対しての運動指導や健康指導事業収益	400,000		
(2)放課後の子供の体力づくりとレクリエーション事業収益	200,000		
(3)名所訪問と体力づくり事業収益	300,000		
(4)自然景観等の鑑賞と手軽にできる運動実施事業収益	800,000		
(5)河川敷等のクリーンアップ事業	350,000		
(6)子供の健全育成サポート事業	500,000	2,550,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			2,710,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	2,030,000		
ボランティア評価費用			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	2,030,000		
(2)その他経費			
業務委託費			
印刷製本費	500000		
通信運搬費	100000		
消耗品費	50000		
水道光熱費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	650,000		
事業費計		2,680,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,680,000
当期経常増減額			30,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
2. 過年度損益修正益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 固定資産売却損		0	
2. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			30,000
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			30,000
前期繰越正味財産額			20,000
次期繰越正味財産額			50,000

※ その他の事業は実施を規定していません。